**就学援助費による保護者負担の軽減**

**和歌山支部：九度山町立九度山中学校**

**主査　田岡　優祥**

**【背景と目標】**

異動に伴い勤務の市町がかわり、新しい勤務の市町の就学援助費が前の市町と大きく違うということに気がつき、少しでも受給者の負担がすくなくなるようにすることができないかと考えました。

その中で大きく違った点は以下の点でした。

①新規・継続申請時に所得証明書の提出が必要。

②近隣の市町では、国準拠で支給されているが、支給がない項目がある。

③教育委員会から学校を通じて現金で支給される。

　①及び③は、そのために保護者が仕事を休む必要があるため負担になると考えました。

　②は、支給する項目を増やすことで保護者の金銭的負担を減らすことができると考えました。

**【協働・取組】**

　①についてはすぐに交渉できそうだったため、町内の事務職員と教育委員会との話し合いの場を設けてもらい、町内の保護者については申請書に所得を閲覧することへの同意の文言を加え、所得証明書の提出を省略するように要望を行いました。

②・③については、同じ町内の事務職員と近隣市町の事務職員の力を借り、近隣市町及び県内の市町村の就学援助費の支給状況や限度額、市町村により全児童生徒が無償化されている項目の有無、支給の方法などの情報を収集しました。

資料を集めた結果、生徒会費及びＰＴＡ会費については、同じ郡市内では支給されている市町が多かったが、同じ紀北地方の市町では支給されていない市町が目立ったため、支給項目や限度額についてデータは、同じ郡市内の市町のデータのみを表にまとめることにしました。

　保護者の口座に直接振込を行っている市町村は、紀南地方に集中し市町村数も多かったため、県内で直接振込を行っている全ての市町村名をあげ、多くの市町村が行っている点を強調するような形の資料にしました。

翌年、その資料をもとに、各学校の校長に説明を行い、町内の校長会を通じて、教育委員会への要望を行いました。

**【成果と課題】**

　①については、申請書で所得閲覧の同意を得ることで同じ町内にすむ保護者は、所得証明書の提出が不要になりました。

　②については、本年度より生徒会費及びＰＴＡ会費が支給の項目として追加され、国の基準額までは支給されるように変更になりました。

　③については、現金での支給へのこだわりが強く、今までと同様に現金での支給のままということになりました。

　金銭的負担を減らすことについては、大きく前進しましたが、現金支給の点をかえることができなかったため、その点での保護者の負担を軽減することができませんでした。

　③に関連して、支給日を懇談などがある日に合わせることができないかということも確認してみましたが、現在の日程を前倒しすることは難しいとのことでした。

**【教訓】**

他の市町の事務職員の協力や、町内の校長会の協力のおかげで、保護者負担の軽減について前進することができたことがよかったと思います。

本年度は③について、現在現金で支給するためにかかっている硬貨手数料に対して、振込にするとどうなるかを調べ、金銭面からのアプローチで再度要望を上げる案と、学校から保護者の口座に振込を行うことにする案について町内の事務職員で話し合いを行い、情報収集をしていくことになっています。